

新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付  
**緊急小口資金・総合支援資金（初回）**  
**の償還（返済）免除について**

**I 住民税非課税による償還（返済）免除について**

**1 令和4年（2022年）に償還免除の申請ができる貸付資金**

令和4年（2022年）から住民税非課税による償還免除の手続きができるのは、「緊急小口資金」と「総合支援資金（初回）」です。総合支援資金（延長）と総合支援資金（再貸付）の償還免除手続きは、令和5年と令和6年に各々にお知らせします。

貸付資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金 （初回）	総合支援資金 （延長）	総合支援資金 （再貸付）
償還免除の申請 ができる年	令和4年(2022年) 6月から (令和4年4月以降 に貸付申請された 方を除く)	令和4年(2022年) 6月から (令和4年4月以降 に貸付申請された 方を除く)	令和5年(2023年) から	令和6年(2024年) から
			免除申請受付開始期日は、近くなりま したらお知らせします。 なお、 <u>借入申請の受け付けは、既に終了 しております。</u>	

**2 償還（返済）免除の要件について**

**(1) 償還免除を申請するときに借受人が世帯主（借受人＝世帯主）の場合**

- 借受人の令和3年度又は令和4年度の住民税（住民税均等割・所得割ともに）が非課税であること。

**(2) 償還免除を申請するときに借受人と世帯主が別人（借受人≠世帯主）の場合**

① 借受時の世帯主に変更がない場合

- 借受人と世帯主の両方が令和3年度又は令和4年度の同一年度の住民税（住民税均等割・所得割ともに）が非課税であること。（例：借受人が令和3年度非課税で世帯主が令和4年度非課税といった場合は該当しません）

② 借受時の世帯主から、同世帯の別の者が世帯主になった場合

- 借受人と世帯主の両方が令和3年度又は令和4年度の同一年度の住民税（住民税均等割・所得割ともに）が非課税であること。（例：借受人が令和3年度非課税で世帯主が令和4年度非課税といった場合は該当しません）

③ 借受時の世帯主から、別の世帯から来た者が世帯主になった場合

- 借受人の令和3年度又は令和4年度の住民税（住民税均等割・所得割ともに）が非課税であること。

④ DV等により、所在を秘密にしている場合

- 借受人の令和3年度又は令和4年度の住民税（住民税均等割・所得割ともに）が非課税であること。

### 3 償還（返済）免除の手続き

- (1) **集中受付期間：令和4年（2022年）7月1日から令和4年（2022年）10月31日までお願いします。**  
申請に期限はありませんが、償還免除申請が遅れますと、一部、償還開始となる場合があります。また、すでに償還された金額は償還免除の対象にはなりませんので御注意願います。
- (2) **申請書の提出先：**償還免除申請書は、このお知らせと一緒に入っている返信封筒に入れて、宮城県社会福祉協議会へ郵送してください。

◎必要書類等に不備があり、追加で書類を送付いただく場合の郵送費は御本人の負担となりますので、御了承願います。

#### (3) 必要書類

- ① **緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書**（同封している書類 様式1-1）

※ 緊急小口資金と総合支援資金（初回）の両方を借りている方は、それぞれの資金で免除申請をする必要がありますが、同時に申請する場合は、住民票と住民税非課税証明書の1部は、コピーでも構いません。

- ② **借受人と世帯主の令和3年度又は令和4年度の住民税非課税証明書の原本\***（借受人が世帯主の場合は、借受人の住民税非課税証明書のみで構いません。）

※ 住民税非課税証明書は、課税年度により令和3年1月1日又は令和4年1月1日現在の住所地（原則は住民票の登録地）の市区町村で発行されます。  
※ 借受人と世帯主が別人の場合には、それぞれの住民税非課税証明書が必要となる場合もありますので、あらかじめ、どなたの証明書が必要か確認の上、手続きをお取りください。

- ③ **続柄の記載がある世帯全員の住民票の原本**（3か月以内に発行したもの）

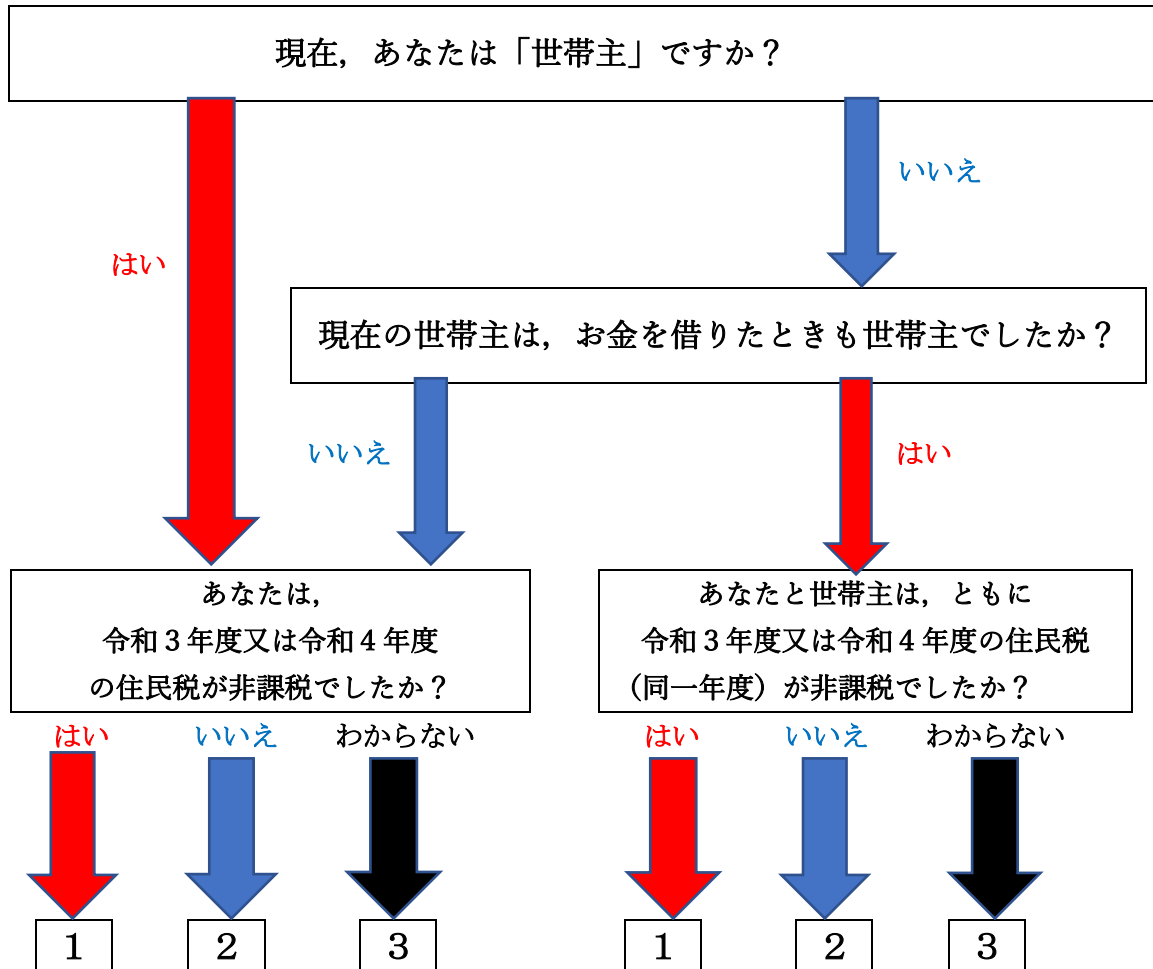
※ 非課税証明書及び住民票の取得には手数料がかかりますので、償還免除（住民税非課税）に該当するか不明な方は、先に非課税証明書を取得し、非課税であることを確認してから住民票を取得されることをお勧めします。

#### (4) 照会・問合せ

償還免除の要件及び手続について、不明な場合は、  
宮城県社会福祉協議会 022-395-7366（コロナ特例貸付専用ダイヤル）  
にお問合せください。

#### 4 償還免除になるかどうか確認する方法

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」で確認してください。



1 : 償還免除の対象です ➡ 償還免除の申請をしてください。

2 : 償還免除の対象外です ➡ 償還免除になりません。

3 : 判断できません ➡ 令和3年1月1日又は令和4年1月1日現在の住所地（原則は住民票の登録地）の市区町村の住民税担当部署の窓口等でご確認ください。

#### 5 住民税の非課税について

##### (1) 償還免除の要件となる非課税に該当しない場合があります

住民税が課税されていないからといって、非課税とは限りません。次に該当する方は、住民税又は確定申告が必要となる場合があります。

- ① 個人事業主の方で、住民税の申告又は確定申告をされていない方
- ② 収入が給与所得のみの方で、勤務先で「給与支払報告書」を市町村に報告されていない方
- ③ 公的年金のほかに収入がある方で、住民税又は確定申告をされていない方

※ このほかにも住民税の申告又は確定申告が必要な場合があります。

## (2) 住民税の申告又は確定申告の方法

住民税の申告については市区町村の住民税担当部署の窓口等に、所得税の確定申告についてはお住いの管轄する税務署にお問い合わせください。

※ 申告されていない場合は、申告後に証明書を発行することとなり、ただちに証明書が発行できない場合もあります。

※ 窓口で相談する場合や証明書を取得する場合、窓口に行かれる方の官公署発行の写真付き本人確認書類（運転免許証、在留カード等）を1点、または健康保険証、年金手帳、学生証などの中から2点を持参することが必要な場合があります。

## (3) 償還免除申請後に住民税が課税されたことが分かった場合

償還免除申請後に、住民税が非課税とならないことが分かった場合は、償還免除を取り消し、償還（返済）を求めます。

## 6 償還免除申請後の取扱い

### (1) 償還免除が承認された場合

償還免除承認の通知は、申請から1か月後を目途に、順次郵送します。

### (2) 償還免除が不承認となった場合

- ① 償還免除にならなかった方は、不承認通知が郵送されます。
- ② 既に償還（返済）を開始されている一部の方を除き、令和4年11月頃に「償還（返済）開始のお知らせ」を郵送します。また、償還（返済）は、令和5年1月から開始されます。指定口座から償還金を毎月引き落とします。未提出や印鑑相違等により振替口座が登録されていない方は、早急に口座振替依頼書（返済用の銀行口座届出書）を提出してください。
- ③ 償還免除不承認の理由等のお問合せには、一切応じられませんのでご了承ください。

## II その他の償還（返済）免除について

### 償還（返済）免除の要件及び手続きについて

#### (1) 償還（返済）の免除の要件

借受人が、貸付金の償還（返済）開始月の2箇月前に次の状態にあるとき

- ① 生活保護を受給したとき
- ② 精神保健福祉手帳（1級）又は身体障害者手帳（1級又は2級）を有しているとき
- ③ 高齢者のみ世帯、障害者世帯、ひとり親世帯等で一定の要件に該当したとき

#### (2) 償還（返済）免除の手続き

- ① 償還（返済）がこれから開始される方は、開始される2箇月前から申請できます。
- ② 償還（返済）が既に始まっている方は、免除の要件に該当した時から申請できます。

◎償還免除申請書の様式は、今回同封のものと異なりますので、詳しくは、宮城県社会福祉協議会にお問合せください。

#### 問合せ先

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 生活支援課生活資金係  
電話 022-395-7366 (コロナ特例貸付専用ダイヤル)  
(受付時間：平日9時00分～17時00分)